二　資金調達に関する支援の内容及び方法として次に掲げる事項
イ　資金調達に関する支援の方針及び方法
ロ　資金調達に関する支援の実施基準
（指定親会社による書類の記載事項）
第二百八条の十九　法第五十七条の十三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　事業の内容
二　当該指定親会社が保有する対象特別金融商品取引業者の議決権の数が、当該対象特別金融商品取引業者の総株主等の議決権の数に占める割合
三　当該指定親会社及びその一の対象特別金融商品取引業者以外の子法人等が保有する当該一の対象特別金融商品取引業者の議決権の数が、当該一の対象特別金融商品取引業者の総株主等の議決権の数に占める割合
（指定親会社による書類の添付書類）
第二百八条の二十　法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。
一　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
二　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
三　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
四　役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
五　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
六　子法人等の状況として次に掲げる事項を記載した書類
イ　商号又は名称
ロ　資本金の額、基金の総額又は出資の総額
ハ　本店又は主たる事務所の所在地
ニ　事業の内容
ホ　当該指定親会社が保有する子法人等の議決権の数が、当該子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合
ヘ　当該指定親会社及びその一の子法人等以外の子法人等が保有する当該一の子法人等の議決権の数が、当該一の子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合
（電磁的記録）
第二百八条の二十一　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　指定親会社の商号又は名称
二　届出年月日
（変更の届出）
第二百八条の二十二　法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
一　法第五十七条の十三第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
二　法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類
イ　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
ロ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
ハ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類
(1)　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
(2)　住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
(3)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
(4)　法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
三　法第五十七条の十三第一項第五号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合　変更後の当該事項を記載した書類
（事業報告書）
第二百八条の二十三　法第五十七条の十五第一項の規定により最終指定親会社が提出する事業報告書は、別紙様式第十七号の五により作成しなければならない。
2　最終指定親会社は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従うものとする。
（事業報告書の提出期限の承認の手続等）
第二百八条の二十四　外国会社である最終指定親会社は、令第十七条の二の十二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十七条の十五第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
一　商号又は名称
二　事業報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間
三　事業報告書に係る事業年度終了の日
四　事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由
2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　定款又はこれに代わる書面
二　当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
三　前項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
四　前項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面
3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第四号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、令第十七条の二の十二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十七条の十五第一項の承認をするものとする。